

# 岐阜県公報

第 二 千 百 十 二 号  
平 成 二 十 二 年 一 月 八 日

(金曜日)

土岐都市計画の図書の縦覧  
落札者等に関する公示

(都市政策課) 二三  
(会計課) 二三

## 目次

### 告 示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(地域福祉国保課)	八
指定介護機関の廃止の届出	(同)	一〇
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	一一
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	二二
解除予定保安林とする旨の通知	(同)	二五
河川区域指定告示添付平面図の変更	(河川課)	二五
麿川敷地等の発生	(同)	二五
都市計画の変更	(都市政策課)	二六
内水面漁場管理委員会告示		
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(内水面漁場管理委員会)	一六
水産動物の採捕の禁止の指示	(同)	一七
第五種共同漁業権の免許に係る平成二十二年度魚種別増殖方法及び指示数量	(同)	一七
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	二〇
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	二二
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(農地計画課)	二二
公共測量の実施	(用地課)	二三

告示

岐阜県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人社団かめる会	本巣郡北方町春來町一〇	居宅療養管理指導	アピカ 歯科 医院	本巣郡北方町春來町一〇	平成二二・四・一
医療法人社団かめる会	本巣郡北方町春來町一〇	介護予防居宅療養管理指導	アピカ 歯科 医院	本巣郡北方町春來町一〇	同
合同会社つくし居宅介護支援事業所	各務原市鷺沼台二一	居宅介護支援事業	合同会社つくし居宅介護支援事業所	各務原市鷺沼台二一	同
特定非営利活動法人こきげんさん	可児市長坂八 一九八	居宅介護支援事業	西可児こきげんさん居宅介護支援事業所	可児市長坂八 一九八	同
アサヒサンクリーン株式会社	東京都北区上十条二一五	訪問入浴介護	アサヒサンクリーン在宅介護センター多治見	多治見市音羽町二六 △音羽一階一〇二号	平成二二・六・一
アサヒサンクリーン株式会社	東京都北区上十条二一五	訪問入浴介護	アサヒサンクリーン在宅介護センター多治見	多治見市音羽町二六 △音羽一階一〇二号	同
株式会社セラム	愛知県名古屋市区大曾根一 二六 二三	通所介護	けあらーず土岐指定通所介護事業所	土岐市泉東窯町三 三	同
株式会社セラム	愛知県名古屋市区大曾根一 二六 二三	訪問介護	けあらーず土岐指定通所介護事業所	土岐市泉東窯町三 三	同
株式会社セラム	愛知県名古屋市区大曾根一 二六 二三	訪問介護	けあらーず土岐指定通所介護事業所	土岐市泉東窯町三 三	同
株式会社福祉の里	愛知県北名古屋市北野天神一三番地	訪問入浴介護	株式会社福祉の里美濃営業所	美濃市松森上巾上五九五番地マツモリビル	同

株式会社福祉の里	愛知県北名古屋市中野天神一三番地	介護予防訪問入浴介護	株式会社福祉の里美濃営業所	美濃市松森上巾上五九五番地マツモリビル	同
有限会社ジョイケアサービ	羽島市堀津町横手一三六	介護予防認知症対応生活介護	グループホームジョイ	羽島市堀津町横手一三六	同
有限会社ジョイケアサービ	羽島市堀津町横手一三六	認知症対応型通所介護	認知症デイサービスグループホームジョイ	羽島市堀津町横手一三六	同
有限会社ジョイケアサービ	羽島市堀津町横手一三六	介護予防認知症対応型通所介護	認知症デイサービスグループホームジョイ	羽島市堀津町横手一三六	同
タキオン有限会社	各務原市各務船山町一三三三	訪問介護	ヘルパーステーションかりん	各務原市那加桜町一三三〇	同
タキオン有限会社	各務原市各務船山町一三三三	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションかりん	各務原市那加桜町一三三〇	同
合同会社レコルテ	高山市松本町二〇五〇一二	通所介護	デイサービスセンターレコルテ	高山市花岡町三一〇七一二	同
合同会社レコルテ	高山市松本町二〇五〇一二	介護予防通所介護	デイサービスセンターレコルテ	高山市花岡町三一〇七一二	同
医療法人社団慶桜会	可児市広見一五二〇番地	居宅介護支援事業	東可児病院居宅介護支援事業所	可児市広見一五二〇番地	同
市 橋 亮 一	羽島郡岐南町八剣北一八〇六	居宅療養管理指導	総合在宅医療クリニック	羽島郡岐南町八剣北一八〇六	同
市 橋 亮 一	羽島郡岐南町八剣北一八〇六	居宅療養管理指導	総合在宅医療クリニック	羽島郡岐南町八剣北一八〇六	同
株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四二〇一四	居宅介護支援事業	株式会社新生メディカルケアマネジメントセンター	大垣市南類町一九八一	平成二二・七・一
医療法人社団誠道会	各務原市鷺沼山崎町六八二二	通所リハビリテーション	デイケアセンターみつばち	各務原市鷺沼山崎町六八二二	同
医療法人社団誠道会	各務原市鷺沼山崎町六八二二	通所リハビリテーション	デイケアセンターみつばち	各務原市鷺沼山崎町六八二二	同
医療法人社団誠道会	各務原市鷺沼山崎町六八二二	介護予防通所リハビリテーション	デイケアセンターみつばち	各務原市鷺沼山崎町六八二二	同

医療法人三和皮フ科	各務原市三井北町一 一七一	訪問介護	ヘルパーステーションさく ら	各務原市那加桜町二 三三〇	同
医療法人三和皮フ科	各務原市三井北町一 一七一	訪問介護	ヘルパーステーションさく ら	各務原市那加桜町二 三三〇	同
タキオン有限会社	各務原市各務船山町一 二二三三	通所介護	デイサービスかりん	各務原市各務船山町一 二二三三	同
タキオン有限会社	各務原市各務船山町一 二二三三	介護予防 通所介護	デイサービスかりん	各務原市各務船山町一 二二三三	同
社会福祉法人清心会	安八郡神戸町丈六道村 西五九番地	通所介護	夢の郷デイサービスセンタ ー	安八郡神戸町丈六道村 西五九番地	平成二二・八・一
社会福祉法人清心会	安八郡神戸町丈六道村 西五九番地	介護予防 通所介護	夢の郷デイサービスセンタ ー	安八郡神戸町丈六道村 西五九番地	同
クオール株式会社	東京都新宿区四谷一 一七	居宅療養 管理指導	クオール薬局ようなん店	海津市南濃町津屋一四 九一四	同
クオール株式会社	東京都新宿区四谷一 一七	居宅療養 管理指導	クオール薬局ようなん店	海津市南濃町津屋一四 九一四	同
有限会社愛岐商事	可児市東帷子三八四八 番地	短期入所 生活介護	ケアセンター「夢眠」おお がき	大垣市三津屋町一 四	同
有限会社愛岐商事	可児市東帷子三八四八 番地	短期入所 生活介護	ケアセンター「夢眠」おお がき	大垣市三津屋町一 四	同
株式会社なの花	大垣市外濑四 二〇	通所介護	デイサービスなの花	大垣市外濑四 二〇	同
株式会社なの花	大垣市外濑四 二〇	通所介護	デイサービスなの花	大垣市外濑四 二〇	同
株式会社なの花	大垣市外濑四 二〇	介護予防 通所介護	デイサービスなの花	大垣市外濑四 二〇	同

岐阜県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	居宅介護事業者等の名称	瑞浪市寺河戸町八九一	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	瑞浪市寺河戸町八九一	通所介護	デイサービス クローバー	瑞浪市寺河戸町一〇八	平成二・五・一五
株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	瑞浪市寺河戸町八九一	居宅介護支援	クローバー居宅介護支援事業所	瑞浪市寺河戸町一〇八	平成二・五・二〇
社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会	恵那市大井町七二七	社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会	恵那市大井町七二七	恵那市大井町七二七	訪問介護	恵那市社協ヘルパースター シヨンス矢作	恵那市上矢作町下七二	平成二・五・三一
社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会	恵那市大井町七二七	社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会	恵那市大井町七二七	恵那市大井町七二七	介護予防訪問介護	恵那市社協ヘルパースター シヨンス矢作	恵那市上矢作町下七二	同
株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	瑞浪市寺河戸町八九一	訪問介護	株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町一〇八	同
株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町八九一	瑞浪市寺河戸町八九一	福祉用具貸与	株式会社クローバー介護サービス	瑞浪市寺河戸町一〇八	同
社会福祉法人 同朋会	山県市藤倉八四番地	社会福祉法人 同朋会	山県市藤倉八四番地	山県市藤倉八四番地	居宅介護支援事業	伊自良村・桜美寮在宅介護支援センター	山県市藤倉一〇五番地の一	同
株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四二〇	株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四二〇	岐阜市宇佐南四二〇	居宅介護支援事業	株式会社新生メディカル大垣営業所	大垣市禾森五五六	平成二・六・三〇
株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四二〇	株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四二〇	岐阜市宇佐南四二〇	居宅介護支援事業	株式会社新生メディカル大垣営業所	大垣市南類町一九八一トルシャトー	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	岐阜市鷺山一〇二七	通所介護	ケアセンター「憩いの里」	可児市今渡字大東一六	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	岐阜市鷺山一〇二七	生活介護	ケアセンター「憩いの里」	可児市今渡字大東一六	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	岐阜市鷺山一〇二七	短期入所生活介護	ケアセンター「憩いの里」	可児市今渡字大東一六	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	岐阜市鷺山一〇二七	介護予防短期入所生活介護	ケアセンター「憩いの里」	可児市今渡字大東一六	同
株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	株式会社ケアメイトわかば	岐阜市鷺山一〇二七	岐阜市鷺山一〇二七	居宅介護支援事業	ケアセンター「憩いの里」	可児市今渡字大東一六	同

岐阜県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

指定居宅介護事業所等の名称  
新 同朋会在宅介護支援センター  
旧 榎野苑在宅介護支援センター

指定居宅介護事業所の所在地

変 更 年 月 日

社会福祉法人 同朋会 山県市藤倉八四番地

居宅介護支援事業

新 同朋会在宅介護支援センター  
旧 榎野苑在宅介護支援センター

山県市大桑榎野三六一  
五 一

平成二一・六・一

株式会社新生メディカル 岐阜市宇佐南四 二〇

訪問介護

株式会社新生メディカル大垣南営業所

新 大垣市林町七 七  
七 一

平成二一・七・一

株式会社新生メディカル 岐阜市宇佐南四 二〇

介護予防訪問介護

株式会社新生メディカル大垣南営業所

新 大垣市林町七 七  
七 一  
旧 大垣市南類町一 九八 一

同

岐阜県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七号

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 保安林予定森林の所在場所  
高山市莊川町黒谷字二子谷七七八の一
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市山岡町馬場山田字龜割一六二の三五から一六二の三八まで、一六二の五六から一六二の五八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字茗荷久保二二四五の八四、二二四五の八五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字服部平三五七九の一、三五八〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町小無雁字小無雁谷筋七七三、七七四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市佐原字姥洞五一の一、五二の九、五二の二三、字七洞五一四、根尾水鳥字魚金七〇四の九二、七〇四の一〇五、七〇四の一〇七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町山之口字畑キシロ四八八、四九一、字大月出三〇九六の四、字深谷三一九九から三二〇一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めなし。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。



（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字荻町字一ノ瀬三四七三の二七、三四七三の二九、三四七三の六八、三四七三の六九、字イワダカ三五四三の一四、三五四三の四三、三五四三の四四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所  
中津川市茄子川字中畑一・二の七四八

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため

岐阜県告示第十五号

河川区域の指定に関する告示（昭和五十一年岐阜県告示第二百十三号）別表中木曾川水系系貫川に係る河川区域指定告示添付平面図第一号図を変更するので、河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第六条第四項の規定により告示する。

なお、変更後の図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第十六号

木曾川水系に係る一級河川系貫川における河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川の名称  
木曾川水系系貫川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

三 廃川敷地等の位置

瑞穂市生津字西川原八〇八番六

同 市 同 字 同 八〇八番九

同 市 同 字 同 一八四一番四

同 市 同 字 同 一八六番四

同 市 同 字 同 一八六番五

同 市 同 字 同 一八七一番四

同 市 同 字 同 一八七一番二

四 廃川敷地等の種類  
土地

五 廃川敷地等の数量

三、三三八・七五平方メートル

岐阜県告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

3・2・5号 国道156号線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課、岐南町建設課

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり決定したので告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会 長 戸 部 一 秋

一 指示の内容

(一) 持ち出しの禁止

公共水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっている場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、当該公共水面の範囲については、内水面漁場管理委員会が定め、三で示すもの他、別途公表するものとする。

(二) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十二年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで

三 コイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲

(一) 揖斐川（牧田川合流点から下流の本川）並びに同支川のうち津屋川、大樽川、杭瀬川、相川、東川、五日市川、水門川、新川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(二) 長良川（板取川合流点から下流の本川）並びに同支川のうち伊自良川、早田川、

新堀川、天神川、正木川、境川、新荒田川、犀川、天王川、吉田川、荒田川、糸貫川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(三) 木曾川（付知川合流点から下流の笠置ダムまでの間、兼山ダムから下流の今渡ダムまでの間）、同支川のうち新境川、鉄砲川及びこれらに接続する水路・ため池並びに飛驒川（上麻生ダムから下流の本川）

(四) 神通川水系宮川（荒城川合流点から坂上ダムまでの間）並びに同支川のうち高原川、荒城川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示したので告示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会 長 戸 部 一 秋

指示の内容

揖斐川上流部の水産資源の繁殖保護を図るため、次のとおり水産動物の採捕を禁止する。ただし、調査研究、増殖を図る目的で、評議員会が特に認めるものについては、

平成 22 年 度 魚 種 別 増 殖 方 法 及 び 指 示 数 量

漁業種番号	増殖方法	魚種	種苗		放流 (kg)			人工孵化 (万粒)		産卵場造成 (箇所)						
			あゆ	よめ	いな	な	ま	く	あ	わ	う	も	あ	か	よ	
内第2号 共号	大江川(全域)	海津市			340	60	30				3					
内第3号 共号	中江川(全域)	海津市			60	40	10					2				
内第4号 共号	揖斐川(今尾橋から下流)	養老郡、海津市		160	920	130	40				3					

の限りでない。

採捕禁止区域	揖斐川町塚地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川並びに同町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川
採捕禁止期間	平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
採捕禁止魚種	全魚種

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る平成二十二年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定め

平成二十二年一月八日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会 長 戸 部 一 秋

内第5号 共号	揖斐川(今尾橋～根尾川との合流点)	西濃水産	1,200	80					1,210	95	100	2,500			6					
内第6号 共号	牧田川(高田橋から上流)	牧田川	330	70		10				20					3					
内第7号 共号	根尾川(全域)	根尾川筋	7,040	600		5	5	50	130	10					5					
内第8号 共号	揖斐川(根尾川との合流点～西平えん堤)	揖斐川中部	1,800	200				60	30						4					
内第9号 共号	揖斐川(旧久瀬村)、日坂川	揖斐川久瀬	180	70		3	2		5						3					
内第10号 共号	揖斐川(旧藤橋村)、坂内川	揖斐川上流	1,160	310		2	3		20						3					
内第11号 共号	長良川(大藪大橋から下流)	海津市、木曾川 長良川下流			210			200	70	120					1					
内第12号 共号	長良川(大藪大橋～長良大橋)	長良川、西濃水産			480			650	30	20	4,400				1					
内第13号 共号	長良川(長良大橋～岐阜市・関市境)	長良川	3,520		880			500	325	140	5,040	4,000			6	5				
内第14号 共号	犀川(犀川ひ門から上流)	長良川						210	70	30	2,000				1	1				
内第15号 共号	長良川(岐阜市・関市境～美濃市・郡上市境)	長良川中央	8,420	50		5	10	10	60						10		3			
内第16号 共号	長良川(美濃市・郡上市境から上流)	郡上	14,520	1,570			15		220						6		12	10	16	
内第17号 共号	津保川(富津橋から下流)	長良川中央	1,520	5				60	20						3					
内第18号 共号	津保川(富津橋から上流)	津保川	2,920	50		10		20	40						6		4			
内第19号 共号	武機川(谷口頭首工から上流)	美山	1,080	230					20						1		1			
内第20号 共号	板取川(美濃市・旧洞戸村境から上流)	板取川上流	1,960	100		10			45						4		11			
内第21号 共号	柿野川(御園下橋から上流)	美山	30	20					2						1		1			

内第22号 共号	木曾川（東海大橋から今渡えん堤まで）	木曾川長良川下流、日本ライン、木曾川、豊北	2,320	140			540	160	50		3,000		3				
内第23号 共号	可児川(全域)	可児	100			70	200	40				120	3	2			
内第24号 共号	木曾川(今渡えん堤～兼山えん堤)	日本ライン、木曾川中流					60	20									
内第25号 共号	木曾川(兼山えん堤～笠置えん堤)	木曾川中流	330	60		5	50	50					3				
内第26号 共号	木曾川(笠置えん堤～落合えん堤)	恵那	4,950	290		30	120	100					5	2	10		
内第27号 共号	落合川(全域)	恵那	60	20		5		5					3				
内第28号 共号	外洞川(全域)	恵那	10					5						1			
内第29号 共号	川上川(全域)	恵那	240	40		10		10					2				
内第30号 共号	飛騨川(青柳橋～七宗えん堤)	飛騨川	9,320	460		15	5	170					7	7		10	
内第31号 共号	飛騨川(七宗えん堤～金山橋)	益田川、飛騨川、馬瀬川下流	110				5	5					2				
内第32号 共号	飛騨川(金山橋～JR高山線第16益田川橋)	益田川	7,460	900		5	120	60					6	17	10	10	
内第33号 共号	飛騨川(JR高山線第16益田川橋から上流)	益田川上流	1,590	620		5	5	20					5	10	10		
内第34号 共号	馬瀬川(下呂市金山町・同市馬瀬町境から下流)	馬瀬川下流	2,750	190			5	60				120	5	5	5		
内第35号 共号	馬瀬川(下呂市金山町・同市馬瀬町境から上流)	馬瀬川上流	4,840	240		5	5	10					5	7	5		
内第36号 共号	和良川(中原用水えん堤から上流)	和良川	1,000	80			10	20					3	7	7		
内第37号 共号	土岐川(全域)	土岐川	250	10		5	100	25				120	5				
内第38号 共号	矢作川(愛知県との県境区域)	岐阜県矢作川(愛知県)	730	20			20	55					1				

内第39号 共号	明智川(全域)	岐阜県矢作川	520	60				15							2					
内第40号 共号	上村川(全域)	岐阜県矢作川	1,040	120				25							3					
内第41号 共号	宮川(富山県との県境区域)	高原川、宮川下流、富山	1,000	10			5													
内第42号 共号	宮川(富山県境～飛騨市古川町・同市河合町境)	宮川下流	4,680	440		300	480	5	130						4					
内第43号 共号	宮川(飛騨市古川町・同市河合町境から上流)	宮川	4,230	430		360	90	5	65						3			5		1
内第44号 共号	高原川(全域)	高原川	5,050	1,060		40	80		40						3			5		1
内第45号 共号	小鳥川(飛騨市河合町・高山市清見町境から上流)	宮川	160	75		60	40	5	10						1			1		1
内第46号 共号	荒城川(高山市国府・同市丹生川町境から上流)	丹生川	250	50		10	30								1					
内第47号 共号	小八瀬川(下切発電所えん堤から上流)	丹生川	50	150		10	200								1					
内第48号 共号	万波川(全域)	宮川下流					60													
内第49号 共号	大長谷川(全域)	宮川下流					20													
内第50号 共号	庄川(全域)	庄川	1,720	1,670		360	340	10	30						3			3		3
合 計			100,440	10,270	1,950	1,340	1,560	5,420	2,562	550	13,940	7,000	360	146	16	109	53			41

公 示

平成二十二年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

特定非営利活動法人の設立認証申請  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利  
 活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自然共存探究会

三代表者の氏名 河合 剛

四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字上秋一九九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、山里に暮らす人たちが里山を愛好する人たちに対し、里山整備に関する事業を行い、山と里の緩衝機能を復元します。また、子どもたちには野外活動の中から環境教育を実施し、自然環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年十二月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人農村景観日本一を守る会

三代表者の氏名 吉村 攻平

四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市岩村町富田二〇二四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、「農村景観日本一」の称号を持つ富田地区の地域づくりを推進するため、地域資源等を活用した都市と農村の交流による地域活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年十二月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生活支援動物愛護センター

三代表者の氏名 平田 多津子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市鹿島町一丁目四番地二F

五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対し、動物の保護・育成・訓練援助及び生活困窮者の生活支援・就業支援に関する事業を行い生活環境の向上に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年十二月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人居宅支援きさはし

三代表者の氏名 谷 克彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼宝積寺町五丁目一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、各務原市またはその近郊の在宅障害者及びその関係者のネットワークづくりを推進し、在宅障害者の自立支援の増進に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を大垣市長及び関ヶ原町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇



施行に係る地区名	西美濃地区	縦覧場所	大垣市役所・関ヶ原町役場	縦覧期間	平成二一・二一・八から二一・二一・八まで
----------	-------	------	--------------	------	----------------------

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を瑞浪市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	瑞浪東部地区	縦覧場所	瑞浪市役所	縦覧期間	平成二一・二一・八から二一・二一・八まで
----------	--------	------	-------	------	----------------------

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（平成二十一年度木曾川上流河川管理測量）

三 作業期間

平成二十一年十二月十五日から同二十二年三月二十三日まで

四 作業地域

大垣市及び養老郡養老町（揖斐川（牧田川）右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから一五・六キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから一五・六キロポスト地域）、（揖斐川（杭瀬川）右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから六・六キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから六・六キロポスト地域）  
地内

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（平成二十一年度長良川揖斐川境界測量）

三 作業期間

平成二十一年十二月十五日から同二十二年三月二十三日まで

四 作業地域

岐阜市、瑞穂市、本巣市並びに安八郡安八町及び揖斐郡揖斐川町（長良川（本川）右岸堤河川距離標四五・八キロポストから五六・二キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標四五・八キロポストから五六・二キロポスト地域）、（長良川（伊自良川）右岸



堤河川距離標〇・〇キロポストから五・六キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから五・六キロポスト地域、(揖斐川(本川)右岸堤河川距離標四四・二キロポストから六一・〇キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標四三・八キロポストから六一・〇キロポスト地域)、(揖斐川(根尾川)右岸堤河川距離標〇・〇キロポストから二一・〇キロポスト地域及び同左岸堤河川距離標〇・〇キロポストから二二・〇キロポスト地域) 地内

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第四号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 謙

一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画公園

三・三・五号 織田の里公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び土岐市教育委員会文化振興課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年一月八日

岐阜県知事 古 田 謙

1 調達物品の名称及び予定数量 別表のとおり

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当  
令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成21年11月25日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株式会社 東芝 社会システム社 セキュリティ・自動化システム事業部  
ID機器システム営業部長 小山 茂
- 6 契約単価 別表のとおり
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課  
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

別表

物品の名称	規格・形状等	予定数量(箱)	契約単価(円)
新規用カード(グリーン)	VL-LS254(240枚入)	636	122,955.0
一般用カード(ブルー)	VL-LS255(240枚入)	3,366	122,955.0
優良用カード(ゴールド)	VL-LS256(240枚入)	3,648	122,955.0
運転経歴証明書用カード(シルバー)	VL-LS506(240枚入)	6	102,900.0
インクリボン(Y)	VL-LS416(約2,400枚印字可能)	767	22,575.0
インクリボン(M)	VL-LS417(約2,400枚印字可能)	767	22,575.0
インクリボン(C)	VL-LS418(約2,400枚印字可能)	767	22,575.0
インクリボン(黒)	VL-LS419(約2,400枚印字可能)	767	12,211.5
UVクリボン(保護膜)	VL-LS420(約2,400枚印字可能)	767	26,491.5
オーバーコートリボン	VL-LS426(約800枚印字可能)	2,296	11,550.0

平成二十二年一月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社